

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月及び同年 10 月

昭和 37 年 9 月から 38 年 8 月までの国民年金保険料を前納したが、厚生年金保険の被保険者となったため、保険料の還付を受けた。

しかし、厚生年金保険の被保険者となっていない申立期間についてまで還付された記録になっており、申立期間が国民年金の未加入期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録により、申立人は申立期間を含む昭和 37 年 9 月から 38 年 8 月までの国民年金保険料を前納していることが確認できるが、A 町の国民年金被保険者名簿により、申立人は、37 年 9 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、38 年 12 月 25 日に申立期間を含む 37 年 9 月から 38 年 8 月までの納付済みの保険料が還付されたことが確認できる。

また、申立人は、B 社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 37 年 11 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

以上のことから、申立期間については、申立人は厚生年金保険に加入しておらず、本来、国民年金に強制加入となるべき期間であり、昭和 37 年 9 月 1 日付けで国民年金の被保険者資格を喪失させ、納付済みの国民年金保険料を還付する一連の事務処理に合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年12月4日から58年2月22日まで
② 昭和58年6月2日から同年9月12日まで
③ 昭和58年11月9日から59年1月24日まで
④ 昭和59年2月6日から同年4月26日まで

船員手帳に乗船期間の記載があるので、申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人から提出された船員手帳の記録及びA社からの回答により、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社から提出された昭和57年分及び58年分の給与所得の源泉徴収票により、申立人は、申立期間①の船員保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された船員手帳の記録により、申立人は、当該期間においてB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は既に廃業している上、当時の事業主も既に死亡しており、申立人に係る船員保険の適用状況及び船員保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、当時の同僚や社会保険事務担当者の氏名を覚えておらず、B社に係る船員保険被保険者名簿から連絡先が明らかとなった同僚（2人）に照会しても、申立人のことを覚えておらず、当時の同社における船員保険の取扱いについても証言を得られない。

さらに、B社に係る船員保険被保険者名簿には、申立期間②において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

- 3 申立期間③について、C社から提出された海員名簿及び申立人から提出された船員手帳の記録により、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、C社に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録では、船員手帳に記載されている船長の被保険者記録が確認できない。

また、当該船長は、連絡先が明らかでない上、申立人は、当時の同僚や社会保険事務担当者の氏名を覚えておらず、C社に係る船員保険被保険者名簿から連絡先が明らかとなった同僚（3人）に照会しても、申立人のことを覚えておらず、当時の同社における船員保険の取扱いについても証言が得られない。

さらに、C社に係る船員保険被保険者名簿には、申立期間③において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

- 4 申立期間④について、申立人から提出された船員手帳の記録により、申立人は、当該期間においてD社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録では、D社が船員保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、D社は既に廃業しており、当時の事業主の連絡先は明らかでなく、申立人に係る船員保険の適用状況及び船員保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人は、当時の同僚や社会保険事務担当者の氏名を覚えておらず、当時のD社における船員保険の取扱いについて確認できない。

- 5 なお、船員について、船員手帳を発行の上、当該手帳の雇入契約に係る記載は、船員法において、海上労働の特殊性を考慮し労働者保護の実効性を期すために、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめ船員手帳に記載された労働条件の適法性等を確認する用途で記載されているものであり、船員手帳に記載されている雇入期間は、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

- 6 このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月 1 日から 37 年 9 月 1 日まで
② 昭和 38 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日まで

A社で、昭和 36 年 9 月から 38 年 4 月末まで働いていた。

しかし、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、入社した 1 年後の 37 年 9 月 1 日となっている上、資格喪失日が 38 年 4 月 29 日となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当該期間にA社に勤務していた元同僚（4人）の証言により、入社した時期は特定できないものの、当時、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元同僚は、「A社は、従業員が入社してからすぐに厚生年金保険に加入させず、半年から1年くらい経過してから加入させる取扱いをしていた。」と証言している。

また、オンライン記録によると、中学校を卒業してすぐに入社したとする元同僚は、入社してから11か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、A社では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

2 申立期間②について、A社は既に廃業している上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、当該期間にA社に勤務していた元同僚（4人）に照会しても、申立人の退職時期について証言を得られない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月19日から24年1月26日まで
A社B工場（現在は、C社）で勤務していた期間のうち、申立期間についてのみ脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、受給した覚えも無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給決定されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給期間及び支給決定もオンライン記録と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立期間後に厚生年金保険への加入歴の無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。